【団体概要】

団体名	社会福祉法人　熊本市社会福祉協議会		
設立年月日	昭和30年4月1日	所在地	熊本市中央区新町2丁目4-27　熊本市健康センター新町分室3階
代表者職氏名	会長 潮谷 愛一	所管局課	健康福祉局 福祉部　健康福祉政策課
基本財産	7,400　千円	その他主な出資者	団体名 / 出資額 / 割合
市の出資額	0　千円		千円 / %
（割合）	0.0　%		千円 / %
			千円 / %
			千円 / %
設立目的等	社会福祉事業を進める上で中核的な役割を担う組織として社会福祉法に規定され、市町村・都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されており、住民の福祉活動に対する援助や社会福祉に関する事業の連絡調整・企画を行い、地域における社会福祉を増進させる。		

組織の状況（4月1日現在）

		常勤	内訳			非常勤/嘱託・臨時等	内訳			合計
			市派遣	市OB	その他		市職員	市OB	その他	
平成25年度	役員数	1 人	0	1	0	20 人	2	0	18	21 人
	職員数	71 人	0	1	70	65 人	0	0	65	136 人
平成26年度	役員数	1 人	0	1	0	20 人	2	0	18	21 人
	職員数	65 人	0	0	65	65 人	0	0	65	130 人
平成27年度	役員数	1 人	0	1	0	19 人	1	0	18	20 人
	職員数	62 人	0	1	61	49 人	0	0	49	111 人
平成28年度	役員数	1 人	0	1	0	17 人	2	0	15	18 人
	職員数	62 人	2	1	59	58 人	0	0	58	120 人
平成29年度	役員数	2 人	0	2	0	10 人	1	0	9	12 人
	職員数	57 人	1	0	56	55 人	0	0	55	112 人
平成30年度	役員数	2 人	0	2	0	10 人	1	0	9	12 人
	職員数	55 人	1	0	54	62 人	0	0	62	117 人

	役員平均年齢(常勤)	役員平均年収(常勤)	職員平均年齢(常勤)	職員平均年収(常勤)
平成25年度（決算）	63　歳	4,083　千円	45　歳	4,620　千円
平成26年度（決算）	64　歳	4,083　千円	45　歳	4,775　千円
平成27年度（決算）	65　歳	3,115　千円	45　歳	4,918　千円
平成28年度（決算）	61　歳	3,480　千円	46　歳	5,239　千円
平成29年度（決算）	62　歳	3,595　千円	46　歳	5,026　千円
平成30年度（決算）	63　歳	3,803　千円	47　歳	5,278　千円

主要事業名(H25)	事業内容
養護老人ホームの経営	環境や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を入所させて養護し、その者が自立した生活を営み、社会活動に参加するために必要な援助を行う。
介護保険事業	(1) 居宅介護支援事業 (2) 訪問介護事業 (3) 訪問入浴介護事業 (4) 障がい者自立支援事業
地域包括支援センター事業	介護予防ケアマネジメントや総合相談窓口機能のほか、権利擁護、虐待の早期発見と防止、地域のケアマネージャーなどの支援を行う。
主要事業名(H26)	**事業内容**
養護老人ホームの経営	環境や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を入所させて養護し、その者が自立した生活を営み、社会活動に参加するために必要な援助を行う。
介護保険事業	(1) 居宅介護支援事業 (2) 訪問介護事業 (3) 訪問入浴介護事業 (4) 障がい者自立支援事業
地域包括支援センター事業	介護予防ケアマネジメントや総合相談窓口機能のほか、権利擁護、虐待の早期発見と防止、地域のケアマネージャーなどの支援を行う。
主要事業名(H27)	**事業内容**
ふれあい・いきいきサロンの推進	高齢者や障がい者等が身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げ、地域における介護予防、見守り活動の拠点となる「ふれあい・いきいきサロン活動」の支援
災害時要援護者支援事業の推進	自治会や自主防災クラブ、民生委員・児童委員等、地域の団体と連携し、災害時における要援護者の避難支援体制づくりの推進
ジュニアヘルパー養成事業の推進	小学生及び中学生をジュニアヘルパーとして養成し、近隣の高齢者宅を訪問し、お話し相手や簡単なお手伝い等を行うことにより、高齢者の孤立化防止や安否確認、あわせて近隣住民相互による助け合い・支え合いの気運を高めるとともに、重層的な見守り体制の構築
災害時におけるボランティア活動の体制づくり	防災意識の普及・啓発・向上を図るため防災関係機関が協力し、研修及び訓練等を行う。災害時は、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿い、熊本市災害対策本部との連携のもと、災害ボランティアセンターを設置
ふれあいボランティア相談コーナーの設置と充実	熊本市障がい者福祉センター希望荘において、ボランティア登録・相談コーナーを設け、ボランティアアドバイザーがボランティア活動に関する相談に応じる。
総合相談体制の充実	住民一人ひとりが、必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域において、支え合いの輪の中で暮らせることができる環境づくりと、複雑・複合化した問題や制度の谷間にある問題などを素早くキャッチし、切れ目のない支援が実践できる総合相談及び生活支援システムの構築
日常生活自立支援事業の充実	判断能力が十分でない認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の方々が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、また生活課題を抱えた利用者には、関係機関とより一層連携して解決を図る。

主要事業名(H28)	事業内容
財政基盤計画の策定	外部の有識者をはじめ、労働者側（２つの組合）の参加による委員会を設置し、財政状況の分析、財政基盤の安定・強化策を検討し策定するもの
災害ボランティアセンターの運営	熊本地震による対応として、４月２２日にセンターを開設し災害ボランティアの派遣を行う（１１月末で終了）。
要介護認定調査事務の受託	市町村との要介護認定調査委託契約に基づき、介護保険法における要介護・要支援認定の申請があった際、介護認定審査会の一次判定に使用するため、調査員が居宅等を訪問し本人・家族への面接によって行う聞き取り調査業務の一部について事務受託するもの
総合相談体制の充実	住民一人ひとりが、必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域において、支え合いの輪の中で暮らせることができる環境づくりと、複雑・複合化した問題や制度の谷間にある問題などを素早くキャッチし、切れ目のない支援が実践できる総合相談及び生活支援システムの構築
日常生活自立支援事業の充実	判断能力が十分でない認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の方々が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、また生活課題を抱えた利用者には、関係機関とより一層連携して解決を図る。
主要事業名(H29)	**事業内容**
財政基盤計画の策定	外部の有識者をはじめ、労働者側（２つの組合）の参加による委員会を設置し、財政基盤計画の策定。計画に基づいた経営改善に努める。
災害時要援護者支援事業の推進	自治会や自主防災クラブ、民生委員・児童委員等、地域の団体と連携し、災害時における要援護者の避難支援体制づくりの推進
災害時対応型自動販売機設置事業	今後の災害時に備えるとともに、福祉施設や企業等に地域貢献の一環として自動販売機の設置を推進し、売り上げの一部を地域福祉活動や災害時における避難者への支援に役立てる。
応急仮設住宅支援事業 （生活相談サポートセンター事業）	東区及び南区に設置されている、9か所の応急仮設住宅に生活支援相談員が集会所又は談話室に常駐し入居者の生活相談や見守り活動を通して、情報や課題を各種関係機関と連携しながら、応急仮設住宅での生活の質の向上を図り、生活再建への支援を行う。
要介護認定調査事務の受託	市町村との要介護認定調査委託契約に基づき、介護保険法における要介護・要支援認定の申請があった際、介護認定審査会の一次判定に使用するため、調査員が居宅等を訪問し本人・家族への面接によって行う聞き取り調査業務の一部について事務受託するもの
総合相談体制の充実	住民一人ひとりが、必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域において、支え合いの輪の中で暮らせることができる環境づくりと、複雑・複合化した問題や制度の谷間にある問題などを素早くキャッチし、切れ目のない支援が実践できる総合相談及び生活支援システムの構築
日常生活自立支援事業の充実	判断能力が十分でない認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の方々が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、また生活課題を抱えた利用者には、関係機関とより一層連携して解決を図る。
主要事業名(H30)	**事業内容**
経営改善計画の推進	昨年、経営改善計画を策定。本会がその使命や地域福祉の推進役としての役割を果たすために計画に基づいた経営改善に努め、随時、進捗状況を理事会及び評議員会に報告し財務強化を図る。
災害時要援護者支援事業の推進	自治会や自主防災クラブ、民生委員・児童委員等、地域の団体と連携し、災害時における要援護者の避難支援体制づくりの推進
災害時対応型自動販売機設置事業	今後の災害時に備えるとともに、福祉施設や企業等に地域貢献の一環として自動販売機の設置を推進し、売り上げの一部を地域福祉活動や災害時における避難者への支援に役立てる。

応急仮設住宅支援事業 （生活相談サポートセンター事業）	東区及び南区に設置されている、9か所の応急仮設住宅に生活支援相談員が集会所又は談話室に常駐し入居者の生活相談や見守り活動を通して、情報や課題を各種関係機関と連携しながら、応急仮設住宅での生活の質の向上を図り、生活再建への支援を行う。
要介護認定調査事務の受託	市町村との要介護認定調査委託契約に基づき、介護保険法における要介護・要支援認定の申請があった際、介護認定審査会の一次判定に使用するため、調査員が居宅等を訪問し本人・家族への面接によって行う聞き取り調査業務の一部について事務受託するもの
総合相談体制の充実	住民一人ひとりが、必要なサービスや支援を受けながら、住み慣れた地域において、支え合いの輪の中で暮らせることができる環境づくりと、複雑・複合化した問題や制度の谷間にある問題などを素早くキャッチし、切れ目のない支援が実践できる総合相談及び生活支援システムの構築
日常生活自立支援事業の充実	判断能力が十分でない認知症の方や知的障がい者、精神障がい者等の方々が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、大切な書類等の預かりサービスを行い、また生活課題を抱えた利用者には、関係機関とより一層連携して解決を図る。
住宅確保要配慮者支援事業【新規】の推進	独居高齢者や障がい者、生活困窮の方など、賃貸住宅契約時に求められる保証を本会が行い、本人の状況に応じた入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を行う。さらに、平成29年10月に改正された「新たな住宅セーフティーネット法」による居住支援法人の指定を受け、住宅確保要配慮者の入居円滑化を支援する。

財務の状況（金額：千円）

区分		平成25年度（決算）	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）
資産	総資産額	1,380,210	1,299,957	1,227,621	1,339,092	1,314,203	1,300,135
	総負債額	285,886	283,741	248,872	277,418	256,359	251,309
	正味財産額	1,094,323	1,016,216	978,749	1,061,674	1,057,844	1,048,826
収支	経常収益額	672,497	632,751	558,945	901,341	619,698	590,219
	経常支出額	726,636	686,923	584,796	802,408	592,094	568,412
	経常収支額	▲ 54,139	▲ 54,172	▲ 25,851	98,933	27,604	21,807

市からの収入（金額：千円）

区分	平成25年度（決算）	平成26年度（決算）	平成27年度（決算）	平成28年度（決算）	平成29年度（決算）	平成30年度（決算）	備考（内訳等）
補助金	250,131	254,189	256,669	353,672	245,170	224,072	運営補助金　他
指定管理料	5,321	0	0	0	0	0	
委託料	52,375	64,703	68,178	83,067	105,478	105,516	
（うち随意契約額）	52,375	64,703	59,305	67,667	88,178	78,137	
その他	10,000	11,000	10,000	10,000	10,000	10,000	福祉金庫貸付事業
合計	317,827	329,892	334,847	446,739	360,648	339,588	
市の関与率（%）	47.3%	52.1%	59.9%	49.6%	58.2%	57.5%	

【経営改革計画】

改革の方向性	4　自立化またはさらなる経営改善に取り組んでいく団体 （2） さらなる経営改善に取り組んでいく団体 イ 引き続き経営の改善や効率化に取り組む団体 収益事業をほとんど実施していないのが現状であるため、共同募金運動の強化等による自主財源の確保に努める。 また、運営費の見直し、職員の資質・能力向上を図るなどして、社協の基盤強化を行い、各種事業や法人管理に伴う人件費について見直しを行っていく。
改革を行うにあたっての今後の課題	① 組織基盤の強化及び法人運営部門の強化 ② 当団体の活動指針となる地域福祉活動計画の推進 ③ 将来的に安定して事業展開していくための財源の確保 ④ 財務状況を踏まえた運営費全体の見直し
課題に対する取組	① 組織基盤の強化及び法人運営部門の強化 区事務所の地域福祉推進における中核的機能の強化と本所の全市的な調整機能の強化を図っていく。 ② 当団体の活動指針となる地域福祉活動計画の推進 地域福祉活動計画策定（平成２６～３０年度）に沿った基盤整備、地域福祉活動及びボランティア活動の更なる推進を図ると共に、各区事務所における特色のある取り組みを行う。 ③ 将来的に安定して事業展開していくための財源の確保 積極的な広報活動による賛助会費の増加や共同募金の増収等に取り組み、自主財源の確保を行う。 ④ 財務状況を踏まえた運営費全体の見直し 事務事業の必要性、費用対効果を検証するとともに、事業の縮減や廃止など事業見直し等によりコスト削減を図るなど、効率的かつ効果的な財政運営に取り組む。

◆公益性の観点に立った外郭団体の必要性及び役割の明確化

（1）外郭団体の必要性の明確化

外郭団体としての必要性	市の施策や公益目的のため、高齢化や低所得者層の増加等により社会的ニーズが増大している中で、地域の特性を踏まえ独自の事業に取り組み、市と連携しながら地域福祉活動の推進、ボランティア活動支援などを行い市民の多様な福祉ニーズに応えており、今後も地域福祉の推進に中心的な役割を果たしていく。
平成２６年度取組状況	〔地域福祉のネットワーク化〕 ・ブロック圏域毎に校区社協の定例会を開催。地域の関係団体や社会資源との情報共有・連携強化を図ると同時に、地域の課題把握に努めた。 〔地域の相談体制の構築〕 ・地域の中で困りごとを抱えた住民のＳＯＳを身近な地域で素早くキャッチすることができるように、地域ふれあい相談所を住民により身近な地域サテライト型相談所とし、機能の充実と拡充を図りながら、社協本所と区事務所との連携による相談解決を図った。 〔地域ボランティアの人材育成〕 ・ボランティアアドバイザー相談員養成講座を開催 ・ボランティアアドバイザー相談員スキルアップ研修会を開催 〔災害ボランティア活動への取組〕 ・　災害ボランティア活動のベースとなる災害ボランティアセンター設置・運営訓練を全職員を対象に実施した。

平成２７年度 取組状況	〔地域介護予防事業〕 ・高齢者の通いの場づくりを推進し、孤立化防止と外出の習慣化を図った。 ・介護リスクの高い高齢者を対象とした「基幹型元気はつらつサロン」を運営し、高齢者の心と体の元気づくりを推進した。 〔地域の相談体制の構築〕 ・地域サテライト型相談所の運営を支援し、機能の充実と拡充を図りながら、社協本所と区事務所との連携による相談解決に努めた。 〔地域ボランティアの人材育成〕 ・朗読 読み聞かせボランティア養成講座の開催（４回） 〔権利擁護支援の取組〕 ・日常生活自立支援事業や成年後見事業に取り組み、判断能力が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者などを対象に契約等に基づく地域生活の支援を行った。 〔日常生活自立支援事業〕 ・高齢者の日常生活上の問題を解決するため、地域の支援スタッフである「見守り・支えあい隊」の養成を行った。
平成２８年度 取組状況	〔災害ボランティアセンター及び応急仮設住宅支援事業〕 全国の自治体・各種団体・企業・個人ボランティア・ＮＰＯなど、数多くの支援者との連携・協働の中で、避難所支援活動・家屋内外の片づけ・清掃等、住環境の復旧を中心とした災害ボランティア活動を実施。（平成28年4月22日～平成28年11月26日） 東区及び南区に設置された応急仮設住宅における、交流の場づくり、相談支援、見守り活動、コミュニティーの組織化などきめ細かな支援を実施した。 また、みなし仮設住宅においては、区事務所を起点とし、生活サポートセンターや地域包括支援センターなど関係機関と連携し、新たな生活・福祉課題に対して、地域の復旧状況の変化に対応した専門職等と連携した生活支援などを実施した。 〔地域介護予防事業〕 ・高齢者の通いの場づくりを推進し、孤立化防止と外出の習慣化を図った。 ・介護リスクの高い高齢者を対象とした「基幹型元気はつらつサロン」を運営し、高齢者の心と体の元気づくりを推進を図った。 〔地域の相談体制の構築〕 ・地域サテライト型相談所の運営を支援し、機能の充実と拡充を図りながら、社協本所と区事務所との連携による地域の相談解決に努めた。 〔権利擁護支援の取組〕 ・日常生活自立支援事業や成年後見事業に取り組み、判断能力が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者などを対象に契約等に基づく地域生活の支援を実施した。 〔日常生活自立支援事業〕 ・養成を行った「見守り・支えあい隊」の実働に向けて、更なる養成および研修を行った。
平成２９年度 取組状況	〔応急仮設住宅支援事業（生活サポートセンター事業）〕 ・東区及び南区に設置されている、9か所の応急仮設住宅に生活支援相談員が集会所又は談話室に常駐し入居者の生活相談や見守り活動を通して、情報や課題を各種関係機関と連携しながら、応急仮設住宅での生活の質の向上を図り、生活再建への支援を実施した。また、みなし仮設住宅においては、区事務所を起点とし、生活サポートセンターや地域包括支援センターなど関係機関と連携し、新たな生活・福祉課題に対して、地域の復旧状況の変化に対応した専門職等と連携した生活支援などを実施した。 〔地域福祉活動推進事業〕 ・ふれあい・いきいきサロンの推進、元気はつらつサロンの運営、災害時要援護者事業の推進、ジュニアヘルパー養成事業の推進、高齢者ＳＯＳサービス事業の推進、地域におけるボランティア活動の推進、災害時におけるボランティア活動の体制づくりなど、区事務所を起点に地域住民との共同による福祉コミュニティーづくりの構築を図った。 〔総合相談体制の充実〕 ・地域における経済的困窮、社会的孤立化等で日常生活に不安を抱える住民に対し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを推進するため、必要なサービスや支援を受けることができるよう、各区事務所が総合的な相談窓口としての機能強化を図った。 ・日常生活自立支援事業や成年後見事業に取り組み、判断能力が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者などを対象に契約等に基づく地域生活の支援を行った。

平成３０年度取組状況	〔応急仮設住宅支援事業（生活サポートセンター事業）〕 ・東区及び南区に設置されている、9か所の応急仮設住宅に生活支援相談員が集会所又は談話室に常駐し入居者の生活相談や見守り活動を通して、情報や課題を各種関係機関と連携しながら、応急仮設住宅での生活の質の向上を図り、生活再建への支援を実施。また、みなし仮設住宅においては、区事務所を起点とし、生活サポートセンターや地域包括支援センターなど関係機関と連携し、新たな生活・福祉課題に対して、地域の復旧状況の変化に対応した専門職等と連携した生活支援などを行った。 〔地域福祉活動推進事業〕 ・ふれあい・いきいきサロンの推進、元気はつらつサロンの運営、災害時要援護者事業の推進、ジュニアヘルパー養成事業の推進、高齢者ＳＯＳサービス事業の推進、地域におけるボランティア活動の推進、災害時におけるボランティア活動の体制づくりなど、区事務所を起点に地域住民との共同による福祉コミュニティーづくりの構築を図った。 〔総合相談体制の充実〕 ・地域における経済的困窮、社会的孤立化等で日常生活に不安を抱える住民に対し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを推進するため、必要なサービスや支援を受けることができるよう、各区事務所が総合的な相談窓口としての機能強化を図った。 ・日常生活自立支援事業や成年後見事業に取り組み、判断能力が低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者などを対象に契約等に基づく地域生活の支援を行った。 ・独居高齢者や障がい者、生活困窮の方など、賃貸住宅契約時に求められる保証を本会が行い、本人の状況に応じた入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を行った。さらに、平成29年10月に改正された「新たな住宅セーフティーネット法」による居住支援法人の指定を受け、住宅確保要配慮者の入居円滑化を支援した。
総　評	福祉のニーズが複雑・多様化する中で、地域共生社会の実現に向けた地域連携ネットワークの構築を更に進めるため、市と連携しながら校区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の関係団体との連携の確保に向けた協議を進めた。 また、熊本地震からの復興のため、応急仮設住宅入居者の暮らし再建支援業務とあわせて、生活再建の見通しが立たない方への支援業務を受託し、自立に向けた生活再建を支援した。
公益的事業の推進	地域住民の社会福祉への参加を促進し、社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の啓発・向上に寄与しているため、今後も以下の公益的事業を推進していく。 （具体的な取組） ・ 地域社会の共通問題の解決に向けた活動の推進 ・ 支援を必要とする社会的弱者の方々への見守り、声かけ、手助け等の推進 ・ 高齢者、障がい者等の方々の集いの場・仲間づくりの支援 ・ 災害時における要援護者支援やボランティア活動の体制づくりの推進等
平成２６年度取組状況	・ふれあい・いきいきサロンの推進 ・基幹型・元気はつらつサロンの運営（介護予防普及・啓発事業） ・ジュニアヘルパー養成事業の推進 ・災害時要援護者支援事業の推進 ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練
平成２７年度取組状況	〔地域福祉活動の推進強化〕 ・熊本市と一体的に策定した「第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくりを目指し以下の取組を行った。 （具体的な取組） ・人と人とのつながりを深めるための住民交流の場づくり ・ふれあい・いきいきサロンの推進（８８校区４８６箇所） ・基幹型元気はつらつサロンの運営（特養１３施設　参加人数２４７３名） ・ジュニアヘルパーの養成（３４中学校　登録者数５６３名） ・福祉避難所連携訓練の実施（１２施設） ・災害ボランティアセンター運営に関する研修会への参加 ・くまもと災害ボランティアリーダー研修会の開催 ・市民後見人養成事業の推進 ・災害対応型自動販売機設置事業の開始（企業のＣＳＲを活用した地域福祉活動の推進：１３団体）

平成２８年度取組状況	〔地域福祉活動の推進強化〕 ・引き続き、「第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくりを行った。 （具体的な取組） ・人と人とのつながりを深めるための住民交流の場づくり ・ふれあい・いきいきサロンの推進（９０校区４９７箇所） ・基幹型元気はつらつサロンの運営（特養１３施設　参加人数１５９８名） ・ジュニアヘルパーの養成（２７中学校　登録者数３２３名） ・地域力を結集した災害時支援体制の構築（福祉避難所ネットワーク・高齢者ＳＯＳサービスの推進） ・熊本地震による災害ボランティアセンターの設置、運営 ・総合相談体制の充実（各種資金貸付・生活困窮者自立相談支援・日常生活自立支援・法人後見事業） ・災害対応型自動販売機設置事業の推進（企業のＣＳＲを活用した地域福祉活動の推進：２３か所）
平成２９年度取組状況	〔地域福祉活動の推進強化〕 ・引き続き、「第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくりを行った。また、中間報告も行い検証を行った。 （具体的な取組） ・人と人とのつながりを深めるための住民交流の場づくり ・ふれあい・いきいきサロンの推進（９４校区／５１５か所） ・基幹型元気はつらつサロンの運営（特養１１施設　参加人数１，２５７名） ・ジュニアヘルパーの養成（３４中学校／登録者数３５０名） ・ボランティア出前講座の実施（１５か所） ・地域力を結集した災害時支援体制の構築（福祉避難所ネットワーク・高齢者ＳＯＳサービスの推進） ・応急仮設住宅支援事業（生活サポートセンター事業）の運営 ・総合相談体制の充実（各種資金貸付・生活困窮者自立相談支援・日常生活自立支援・法人後見事業） 　生活福祉資金貸付（申請５７件／決定５５件）・福祉金庫貸付（貸付件数６５件） 　日常生活自立支援事業（利用者数１３２名／相談援助件数（延べ）１０，９１１件） 　法人後見事業（受任件数２８件） ・災害対応型自動販売機設置事業の推進（企業のＣＳＲを活用した地域福祉活動の推進：設置２９か所）
平成３０年度取組状況	〔地域福祉活動の推進強化〕 ・「第３次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくりを目指し、計画の進捗状況や事業等の検証を行った。 （具体的な取組） ・人と人とのつながりを深めるための住民交流の場づくり ・ふれあい・いきいきサロンの推進（94校区／545か所） ・基幹型元気はつらつサロンの運営（特養7施設　参加人数603名）※年度途中で事業終了 ・ジュニアヘルパーの養成（31中学校／登録人数392名） ・ボランティア出前講座の実施及び各種講座の開催（２７か所） ・地域力を結集した災害時支援体制の構築（福祉避難所ネットワーク・高齢者ＳＯＳサービスの推進） ・応急仮設住宅支援事業（生活サポートセンター事業）の運営 ・総合相談体制の充実（各種資金貸付・生活困窮者自立相談支援・日常生活自立支援・法人後見事業・住宅確保要配慮者支援事業） ・災害対応型自動販売機設置事業の推進（企業のＣＳＲを活用した地域福祉活動の推進：設置30か所）
総　評	校区社会福祉協議会と連携し、最新の福祉情報の提供や研修等を通じて、地域に根ざした様々な地域福祉活動が積極的に推進できるように支援した。 　また、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を更に推進するため、校区社協連絡協議会、市、本会による協議を随時開催している。

（2）外郭団体の役割の明確化

事業の必要性及び実施主体の妥当性	社会福祉法に基づき、社会福祉を目的とする事業の担い手として、地域福祉の推進に中心的な役割を果たしており、高齢化や低所得者層の増加等により社会的ニーズが増大している中で、地域の特性をふまえ独自の事業に取り組み、市と連携しながら地域福祉活動の推進、ボランティア活動支援などを行い、市民の多様な福祉ニーズに応えている。今後も市と連携しながら、市の施策の補完的な役割を担っていく。
平成２６年度取組状況	・市が策定される「地域福祉計画」と連動する本会の「第３次地域福祉活動計画」を策定した。 ・市民生委員児童委員協議会と連携し、住民の福祉ニーズの把握に努め、要援護者の支援活動に努めた。 ①ひとり暮らし高齢者支援の一つとして、ジュニアヘルパー事業の推進 ②災害時要援護者支援事業の推進 ・５区毎に１つの校区社協を選定し、住民座談会を実施。地域のニーズや課題の把握と共有に努め、校区社協の行動計画を策定した。 ・本所と区事務所の相互の連携を図るため、定期的なミーティングを実施し、情報共有を図る。また、職員研修等を通じてスキル向上に努めた。
平成２７年度取組状況	・区事務所へＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、積極的なアウトリーチを展開することにより、社会的孤立や閉じこもり、福祉サービスの利用拒否など制度の狭間に埋もれがちな方々を発見し、総合相談・支援体制の構築を図った。 ・ボランティア・市民活動センターを活動推進班と事業推進班に分け、それぞれ専門的な事業展開を図った。 ・東西南北中央の各区事務所ボランティアセンターにおいてボランティア活動の促進に努めた。 ・成年後見事業（法人後見事業）への取組として、広く成年後見制度を浸透させ地域住民が支えあう基盤づくりを行うため、市民後見人養成講座（１０日間　受講者数２５名）を開催した。
平成２８年度取組状況	・引き続き、各区事務所にＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、積極的なアウトリーチを展開することにより、社会的孤立や閉じこもり、福祉サービス支援拒否など制度の狭間に埋もれがちな方々を発見し、新しい社会資源の開発や具体的な支援サービスにつなげる活動を展開した。 ・熊本地震の発生に伴い設置および運営を行った災害ボランティアセンター等について、活動内容の検証を行い、関係機関との連携・協働によるボランティア活動の更なる促進を図った。
平成２９年度取組状況	・熊本地震の発生に伴い、地域での社会的孤立化や閉じこもりなど、福祉課題が浮き彫りとなり、積極的なアウトリーチを展開することが急務となっている。平成２９年度は、そのような福祉課題に対応するため、各事務所に職員を増員し組織強化を図るとともに、職員一人一人にＣＳＷ（コミュニティーソーシャルワーカー）であることの自覚を促し、互いの業務内容を共有化することで、総合相談・支援体制の強化を図った。 ・各区事務所が、地域に身近な存在として、ボランティアセンター機能や総合相談窓口としての機能を構築していくため、区事務所を強化したことによりきめ細かな対応をすることができた。
平成３０年度取組状況	・引き続き、各事務所の職員一人一人にＣＳＷ（コミュニティーソーシャルワーカー）であることの自覚を促し、地域の身近な存在として、さまざまな地域の福祉課題に対応するべくスキルアップを図り、総合相談・支援体制を構築した。 ・平成２９年度に各種事業の機能を区事務所へ移したことにより、地域で社会的に孤立している方、福祉サービス制度の狭間の方の情報を収集することができ、すばやく他の具体的な支援につなぐことができた。
総　評	核家族化や超高齢・少子社会の進展等から生じる地域生活課題に対し、個別支援や地域支援を通して、地域の誰もが孤立せずにその人らしい生活を送ることができるように、地域共生社会の実現に向け地域福祉活動を展開した。 事業の一つとして、保証人がなく住宅確保が困難な方(住宅確保要配慮者)が地域で日常生活が送れるよう、賃貸住宅契約時に求められる保証を行うとともに、関係機関と連携し包括的な支援を行う住宅確保要配慮者支援事業を実施し、相談から契約へつなぐことができた。

◆独立した事業主体としての自主的・自律的な経営の確立

(1) 人材の育成と活用

派遣職員の削減・人材の育成	・市からの派遣職員はなし。 ・職員の資質の向上、多様な能力の開発、意識改革などを図り、優れた人材を育成するため、法人内外の課題別専門研修への参加を促進する。
平成２６年度取組状況	・主任相談支援員養成研修 ・主任相談支援員スキルアップ研修 ・社会福祉法人法令関係研修 ・法人後見受任に向けての職員研修 ・組織と職員のあり方についての職員研修等
平成２７年度取組状況	・生活困窮者自立支援法にかかる相談支援員養成研修の開催（２回・受講者５１名） ・成年後見事業従事者職員研修への参加（職員２名） ・日常生活自立支援事業専門員（職員）研修への参加（２回・職員４名） ・職員全体研修会の実施および階層別職員研修への参加（１３回・職員６３名）
平成２８年度取組状況	・事務局体制の強化を目的に、市からの派遣職員を２名配置した。 ・職員の育成のため、以下の研修へ参加した。 ・成年後見事業従事者職員研修（職員２名） ・日常生活自立支援専門員（職員）研修（２回・職員２名） ・職員全体研修会の実施及び階層別職員研修（２１回・職員３６名）
平成２９年度取組状況	・事務局体制の強化を目的に、市からの派遣職員を１名配置した。 ・職員の育成のため、以下の研修へ参加した。 ・成年後見事業従事者職員研修（職員１名） ・日常生活自立支援専門員（職員）研修（２回・職員２名） ・職員全体研修会の実施及び階層別職員研修（１４回・職員２７名）
平成３０年度取組状況	・事務局体制の強化を目的に、市からの派遣職員を１名配置した。 ・職員の育成のため、以下の研修へ参加した。 ・日常生活自立支援専門員（職員）研修（２名参加） ・生活困窮者自立相談支援事業国認定研修（１名参加） ・職員全体研修会の実施及び階層別職員研修（４８名）
総　評	職員の育成を目的に各種階層別研修会に参加し、職員の資質向上や多様な能力開発、意識改革を図るなど人材育成を行った。加えて、市職員の派遣により事務局組織体制の強化を行った。
役員就任の見直し	・市職員の役員への就任については、社会福祉法第１０９条第５項の規定により、関係行政庁の職員は役員総数の５分の１未満の役員就任が認められており、当団体の事業推進には行政との緊密な連携が欠かせないため、必要性があると考える。 ・地域福祉の推進の観点から、市職員以外の役員も積極的に登用していく。
平成２６年度取組状況	・役員２０名の内、民間人１７名、行政３名（合併特例区長１名含む）となっており、民間人の登用率は高い状況にある。本年度も市と当団体との緊密な連携維持に努めた。
平成２７年度取組状況	・役員１８名の内、民間人１６名、行政２名となっており、民間人の登用率は高い状況にある。本年度も市と当団体との緊密な連携維持に努めた。

平成２８年度取組状況	・役員１８名の内、民間人１６名、行政２名となっており、民間人の登用率は高い状況にある。本年度も市と当団体との緊密な連携維持に努めた。 ・市職員以外の役員の選任に当たっては、地域団体等、民間からの登用を行い、地域課題等に対する多様な意見を聞いた。
平成２９年度取組状況	・役員については、社会福祉法の改正に伴い、定数の見直しを行った。 ・役員１２名（監事２名含む）の内、民間人１１名、行政１名となっており、民間人の登用率は高い水準にある。本年度も市と当団体との緊密な連携維持に努めた。
平成３０年度取組状況	・役員１２名(監事２名含む）の内、民間人１１名、行政１名となっており、民間人の登用率は高い状況にある。本年度も市と当団体との緊密な連携維持に努めた。
総　評	役員は主に民間人から登用しつつ、行政との連携は不可欠であるため、市職員を１名以上登用し、市と密接な連携に努めながら事業推進を行った。

（2）経営状況の改善

補助金・負担金の見直し	・これまで市と連携しながら福祉行政を推進し、地域福祉事業を実践する団体として発展してきたが、共同募金や会費、寄付金等以外の収益事業をほとんど実施しておらず、自主財源の確保が難しい状況であることから、事業を円滑に遂行するためにも、今後も一定の補助が必要と思われる。 ・運営費補助については、事業費補助への組み替え又は委託の拡大も含めて検討し、見直しを図っていく。
平成２６年度取組状況	・介護保険事業における富合介護保険事業所の閉鎖、養護老人ホームの経営における調理業務の外部委託などの見直しを行った。また、法人運営をはじめ各事業毎の内容や効果を精査し、事業の規模や優先度に応じた職員配置を平成２７年度当初に向けて検討した。
平成２７年度取組状況	・各事業について、業務の必要性やその成果、業務量等を精査し、平成２７年度事業費および事務費については約６６０万円削減するとともに、必要とする人件費を明確にし、平成２８年度に向けた具体的経費削減の目標数値を定めた（運営費補助は平成２７年度と比較し５％減）。
平成２８年度取組状況	・経費削減の目標に向け、事業費及び事務費の削減に努めた。（※熊本地震により平成２７年度との比較ができなかった。） ・各事業に対する職員の業務量及び配置基準を明確にし、市との協議を行った。 ・市民に対して、広報紙等で寄付金および会費制度の周知を図り増収に努めた。 ・平成２９年度からの会費制度の在り方について検討を行った。
平成２９年度取組状況	・経営改善計画に基づき、事業費及び事務費の削減に努めた。 ・各事業における財源や職員の業務量及び配置基準について、市と協議を行い、各事業に合わせた、補助金及び受託金の見直しを行った。 ・見直した会費制度を平成２９年度より適用し、市民に対して理解を求めたが、様々なご意見等があり再検討することとなた。 ・運営費補助については、組織の在り方や事業の見直しなどを検討し、担当部局との協議を進める中で見直しを図った。
平成３０年度取組状況	・引き続き、経営改善計画に基づき、事業費及び事務費の削減に努めた。 ・各事業における財源の確保、職員の業務量に応じた配置補助事業及び受託事業の内容について、市と協議を行った。 ・会費制度については、理事会及び評議員会において意見等を集約するなど改めて見直しの検討を行った。 ・運営費補助については、事業の見直し等を踏まえて、引き続き、担当部局との協議を行った。

総　評	経営改善計画の着実な実施を目標に、支出削減及び時間外勤務の抑制に努めた。 会費の増収に向けては、法人会員の獲得に努めたことから増収になったものの、市民賛助会費(住民賛助)については、その在り方の見直しに時間を要した結果、積極的な周知啓発に至らず増収に結びつかなかった。
随意契約の見直し	・福祉分野だけでなく、保健･医療等の関連分野を含めた幅広いネットワークを有しており、また、地域関係団体との協力体制等、市の事業を行う上で必要な連携体制が構築されている唯一の団体であることから、随意契約を行ってきたが、今後も必要に応じて、随意契約理由の精査を実施していくうえで、契約手法等についても検討していく。
平成２６年度取組状況	・契約内容の精査を実施したうえで、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう公平性及び透明性を保持し、これまでの実績とノウハウを活かして地域福祉事業を推進した。
平成２７年度取組状況	・引き続き、契約内容の精査を実施したうえで、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう公平性及び透明性を保持し、これまでの実績とノウハウを活かして地域福祉事業を推進した。
平成２８年度取組状況	・引き続き、契約手法等について検討した上で、随意契約理由についても精査し、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう公平性及び透明性を保持しながら、これまでの実績とノウハウを活かして地域福祉事業を推進した。
平成２９年度取組状況	・契約内容の精査を実施した上で、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう公平性及び透明性を保持し、これまでの実績とノウハウを活かして地域福祉事業を推進した。
平成３０年度取組状況	・契約内容の精査を実施した上で、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう公平性及び透明性を保持し、これまでの実績とノウハウを活かして地域福祉事業を推進した。
総　評	外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう、公平性及び透明性の保持に努め、契約毎に内容の精査を実施した上で契約手法を選択した。
財務・組織体制の改善	・専門家（会計事務所等）による経営診断を基に、多角的視点で経営改善に取り組む。 ・介護保険事業における損益分岐を見極め事業検証を行い、改善に取り組む。 ・事業推進体制の見直し（適正配置の検討）に取り組む。
平成２６年度取組状況	・職員給与の見直し 〔①課長級：給料月額の減額、②係長級及び主任主事：昇給号給の抑制〕 ・介護保険事業における赤字分野の廃止に向けた検討 〔旧富合町に設置していた介護保険事業所を平成２７年３月３１日付け閉鎖〕 ・事業推進体制（適正配置の検討）の見直し 〔組織改編（部制導入）〕
平成２７年度取組状況	・第３次地域福祉活動計画の実現に向け、本会の安定した運営を目指す「財政基盤計画」の策定を進めた。 （具体的な取組） ・時間外手当の抑制や区事務所経費の節減等により、事務費及び事業費の経費削減を行った。また、平成２７年度に職員２名の途中退職があった（退職不補充）。
平成２８年度取組状況	・引き続き、財政基盤検討委員会における外部委員の意見を基に「財政基盤計画」の策定を行い、今後の財政及び組織体制の見直しを検討した。 （具体的な取組） ・事務費及び事業費の経費削減に努めた。 ・介護保険事業及び養護老人ホーム事業における収益増に努めた。

平成２９年度 取組状況	・経営改善計画に基づき、財政及び組織体制の改善に努めた。 （具体的な取組） ・事務費及び事業費の経費削減に努めた。 ・介護保険事業及び養護老人ホーム事業における収益増に努めた。 ・会員（会費）制度の見直しを行い、実施を試みたが、様々なご意見等があり再検討することとなった。 ・各種事業を精査し、事業の一部を各区事務所に移管するとともに、各区事務所の人員を増員し、適正な人員配置を行った。
平成３０年度 取組状況	・経営改善計画に基づき、財政及び組織体制の改善に努めた。 （具体的な取組） ・事務費及び事業費の経費削減に努めた。 ・介護保険事業及び養護老人ホーム事業における収益増に努めた。 ・会員（会費）制度の見直しについて、市民賛助会費(住民賛助)の再検討を行うとともに、法人賛助会員の推進を図った。 ・引き続き、各種事業を精査し、適正な人員配置、補助事業及び受託事業の在り方について、担当部局との協議を進めた。
総　評	平成２９年１２月に策定した経営改善計画に基づき、財政及び組織体制の改善に努めた。 また、会費制度については、法人賛助会員の推進を図るとともに、個人賛助会員の獲得に向けた検討を行った。 介護保険事業及び養護老人ホーム事業については、収益増に向けて引き続き事業の在り方を検討していく。
透明性の確保	・社協広報紙及びホームページで財務諸表並びに事業内容などを公表するなど、引き続き情報公開の徹底に努めていく。
平成２６年度 取組状況	・社協広報紙及びホームページで財務諸表並びに事業内容などを公表するなど、引き続き情報公開の徹底に努めた。また、今年度から財務諸表等に加え、社会福祉法人現況報告書をホームページで公開した。
平成２７年度 取組状況	・引き続き、ホームページにおいて社会福祉法人現況報告書及び財務諸表等を公表し、情報公開の徹底に努めた。
平成２８年度 取組状況	・社会福祉法人現況報告書及び財務諸表等、これまでの公表内容に加え、社会福祉法の改正の中で公表することが定められた内容について新たに公表した。広報紙やホームページ等を活用し更なる情報公開の徹底に努めた。
平成２９年度 取組状況	・引き続き、透明性の確保を図るため、広報紙及びホームページ等を活用し、社会福祉法人現況報告書及び財務諸表等の情報公開に努めた。

			平成３０年度取組状況	・引き続き、透明性の確保を図るため、広報紙及びホームページ等を活用し、社会福祉法人現況報告書及び財務諸表等の情報公開に努めた。
			総　評	透明性確保のため、ホームページを活用し事業内容や財務諸表等の情報公開を行った。

成果指標	平成25年度（実績）	平成26年度（実績）	平成27年度（実績）	平成28年度（実績）	平成29年度（実績）	平成30年度（実績）	平成30年度（目標）
①賛助会員数 （上段：個人） （下段：法人）	1,444人 16社	1,469人 19社	1,495人 23社	1,419人 17社	3人 16社	24人 55社	1,500人 20社
②登録ボランティアの育成・強化 ア.個人登録者（上段） イ．グループ登録者 （中段：団体数） （下段：個人数）	436人 87団体 〔20,623人〕	445人 88団体 〔20,947人〕	453人 164団体 〔22,640人〕	483人 169団体 〔22,699人〕	416人 159団体 〔24,137人〕	520人 188団体 〔27,882人〕	500人 175団体 〔22,900人〕

成果指標	評　価	
①賛助会員数 （上段：個人） （下段：法人）	未達成	地域福祉活動の充実につながる自主財源を確保するため、法人賛助会費の増収に努めたが、市民賛助会費(住民賛助会費)については、会費としてのあり方見直しに時間を要し、周知啓発に至らなかった。
②登録ボランティアの育成・強化 ア.個人登録者（上段） イ．グループ登録者 （中段：団体数） （下段：個人数）	達成	地域共生社会を担う福祉人材を育成するため、地域や学校、企業、福祉施設等でボランティア出前講座を開催し、講演や体験学習を通じて個々人のボランティアへの意識向上を図り、登録ボランティアへ繋ぐことができた。 ボランティア団体については、自主的・主体的な活動ができるように、職員を派遣しての研修等を行い活動支援を行った。 また、ボランティア活動に関する情報誌の発行を行い、ボランティア活動の啓発に努めることができた。